

監査規定

第1章総則

(目的)

第1条 この規定は、麒麟のまち地域食堂ネットワーク(以下「このネットワーク」という。)における監査に関する基本的な事項をさだめたものであり、監査は、法令及び会則に定めるもののほかはこの規定による。

(基本理念)

第2条 監事は、このネットワークの機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、このネットワークの健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職責)

第3条 監査は、理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を監査する。

(理事等の協力)

第4条 職員は、監査による法令、定款及びこの規定に定める業務の遂行に協力するものとする。

2 役員は、監査の職務のために必要な体制の整備に留意する。

第2章監査の実施

(監査の実施)

第5条 監査は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 起案書その他の重要な文書
- (2) 重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
- (3) 定款第35条第1項各号に掲げる取引
- (4) 財産の状況
- (5) 会計監査人による監査の状況
- (6) 会計監査人が作成した監査報告書
- (7) 経理規定に規定する財務諸表等(以下、「財務諸表」という。)
- (8) その他法令、会則又はこのネットワークの規定に定める事項

2 監査は、いつでも、役員及び職員に対して事業の報告を求め、又はこのネットワークの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監査は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

(会議の出席)

第6条 監査は、役員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監査は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

3 監査は、役員会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

4 監査は、役員会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章報告、意見陳情等

第7条 監査は、役員又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令目視は会則に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を役員会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、共同代表に対し役員会の招集を請求することができる。

3 前項の請求をした監査は、当該請求から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を役員会の日とする役員会の招集の通知が発せられない場合は、役員会を召集することができる。

4 監査は、共同代表に対し、業務の執行に当たり、このネットワークの業務の適正かつ合理的な運営のため、業務の運営又はこのネットワークの諸制度について、意見を述べることができる。

(差止請求)

第8条 監査は、役員がこのネットワークの目的の範囲外の行為その他法令若しくは会則に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこのネットワークに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、その行為の差し止めを請求することができる。

(役員等からの報告への対応)

第9条 監査は、役員又は職員から、役員又は職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、又は法令若しくは会則に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第10条 監査は、役員が会計方針又は計算書類及びその付属明細書の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監査は、会計方針又は計算書類及びその付属明細書の記載方法について疑義又は意見があるときは、共同代表に意見を述べなければならない。

(役員会への報告)

第11条 監査は、共同代表が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは会則に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(総会における説明義務)

第12条 監査は、総会において会員から説明を求められ、又は質問を受けた場合には、議長の議事運営に従い、法令で定める場合を除き、必要な説明又は回答をしなければならない。

第4章 監査報告

(財務諸表等の監査)

第13条 監査は、共同代表から財務諸表等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。

(監査報告)

第14条 監査は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監査の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する。

2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監査全員が記名押印をするものとする。

3 監査は全2項の規定により作成した監査報告を、共同代表に提出する。

第5章 雑則

(監査補助者)

第15条 監査の職務執行に補助機関として、事務局を置く。

2 前項の補助機関に関する事項については、監査と共同代表との協議によって定める。

(改廃)

第16条 この規定の改廃は、監査全員の合意により行い、総会に報告する。

附則

この規定は、令和6年5月1日から施行する。